

委託契約書に係る主な変更点と趣旨

条文	2/22 契約書案	契約書	趣旨
前書き	<p>予防接種法施行令（昭和23年政令第97号）附則第3項の規定による読替え後の同令第1条の3第1項の表風しんの項第3号の「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に（中略）この場合、甲は、本契約の締結についての権限を（中略）乙は、風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種の実施を承諾し、（以下略）」</p>	<p>予防接種法施行令（昭和23年政令第<u>197</u>号）附則第3項の規定による読替え後の同令第1条の3第1項の表風しんの項第3号の「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日<u>まで</u>の間に（中略）この場合、甲は、<u>自ら及び</u>本契約の締結についての権限を（中略）乙は、<u>自ら及び</u>風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種の実施を承諾し、（以下略）」</p>	<p>※政令番号の訂正</p> <p>※甲及び乙は契約の当事者かつ丙丁それぞれの代理人であることを明確化</p>
第3条 1項 2項	<p>丙は、別紙3の委任状を丙の所在する都道府県知事に委任し、委任を受けた都道府県知事は別紙1の「委託元市区町村一覧表」を作成し、別紙4の委任状と併せて甲に提出するものとし、甲が受領したことをもって、丙が本契約の締結についての権限を甲に委任したものとする。なお、委任を受けた者は、関係書類を適切に保管するものとする。</p> <p>2 丁は、別紙5の委任状を丁の所属する郡市区医師会等の本契約のとりまとめ団体の長に委任し、委任を受けた丁の所属する郡市区医師会等の本契約のとり</p>	<p>丙は、別紙3及び別紙4等により、本契約の締結についての権限を甲に委任するものとする。</p> <p>2 丁は、別紙5、別紙6及び別紙7等により、本契約の締結についての権限を乙に委任するものとする。</p>	<p>※委任、再委任のとりまとめ方法について、契約書上で細かく規定せず、柔軟な取扱いを可能とする。</p> <p>※委任、再委任のとりまとめ方法について、契約書上で細かく規定せず、柔軟な取扱いを可能とする。</p>

別紙

	<p>まとめ団体の長は、別紙2の「実施機関一覧表」を作成し、別紙6の委任状と併せて乙に提出するものとし、乙が受領したことをもって、丁が本契約の締結についての権限を乙に委任したものとする。</p> <p>なお、委任を受けた者は、関係書類を適切に保管するものとする。</p>		
第10条 1項	<p>この契約に基づいて丁が実施した（中略）</p> <p>なお、丁は、事故が発生した場合には、丙の求めに応じ、誠意をもって<u>問題解決に努めなければならない</u>。</p>	<p>この契約に基づいて丁が実施した（中略）</p> <p>なお、丁は、事故が発生した場合には、丙の求めに応じ、誠意をもって<u>丙の対応に協力しなければならない</u>。</p>	<p>※事故対応の主体は丙（市区町村）であることを明確化</p>
11条 2項	<p>（追加）</p>	<p><u>2 丁は、第8条の1項及び2項の場合において、予め定めがない場合には、必要に応じて業務の一部を委託した第三者との間で別紙11「個人情報取扱注意事項」と同等の規定を取り交わすこととする。</u></p>	<p>※検査を再委託する第三者に対しても、別紙11「個人情報取扱注意事項」の規定の遵守を求める規定を追加</p> <p>※<u>ただし、すでに診療又は特定健診等における検査の委託にあたって、同等の規定がある場合には、本契約のために新たに取引を交わす必要はありません</u></p>
13条	<p>（追加）</p>	<p>2 前項の場合において、丙又は丁は、予め甲又は乙に報告を行うものとする。</p>	<p>※契約代理人である甲、乙への報告に関する規定を追加</p>